

Weekly コラム

平成 27 年 1 月 6 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

マイカー通勤者の通勤手当の 非課税限度額改定

◆円安と消費税アップで改定

給与計算の非課税項目の通勤手当の非課税限度額が改定されました。10 月に発表されましたが 4 月に遡って適用されます。改定されたのはマイカー通勤に対する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。限度額引き上げは平成 26 年 3 月 31 日以前に支払われた通勤手当や、3 月までに支払われるべき手当が 4 月に入って支払われたものは対象になりません。

4 月に遡ったのは消費税が上がった事や円安の影響があったとみられます。

◆年末調整での精算は

自動車や自転車等の交通用具を使用し、通勤している人に対して

①今までは改正前の非課税額を適用して源泉徴収していましたが、改正後の非課税額で新たに非課税となった金額を計算します。

②源泉徴収簿の年末調整欄余白に「非課税となる通勤手当〇〇円」と表示して新たに非課税限度額課税となった部分の金額を記入します。

③源泉徴収簿の年調欄の給与・手当の欄には総支給金額から新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の総支給額を記入します。

このようにして改正後の非課税になった部分の金額を本年の給与総額から差し引いた後の総額を基に年末調整を行います。

◆自動車や自転車等の通勤者の非課税限度額

（片道の通勤距離	改正後の金額）
ア、55 km 以上	31,600 円
イ、45 km 以上 55 km 未満	28,000 円
ウ、35 km 以上 45 km 未満	24,400 円
エ、25 km 以上 35 km 未満	18,700 円
オ、15 km 以上 25 km 未満	12,900 円
カ、10 km 以上 15 km 未満	7,100 円
キ、2 km 以上 10 km 未満	4,200 円
ク、2 km 未満	全額課税

交通機関を利用している人に支給する通勤手当の 1 カ月当たりの合理的な運賃等の額の限度額 100,000 円に変更はありません。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、yasukouchi@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。